

中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題 (二)

—七十五本及び真字本について—

秋津 秀 彰

三、七十五巻本・十二巻本『正法眼蔵』

(3) 通源本・大林寺本について

本稿は、前々稿「中世における『正法眼蔵』の書写と伝播及び諸問題(一)―六十巻本・二十八巻本について―」(『駒澤大学仏教学部論集』第四十九号、二〇一八年十月。以下、(一))、前稿「中世における『正法眼蔵』の書写と伝播及び諸問題(二)―七十五巻本・十二巻本及び梵清本について―」(『駒澤大学仏教学部論集』第五十号、二〇一九年十月。以下、(二))を受けた最終稿である。まず、(二)では言及できなかった七十五巻本『正法眼蔵』のうち、通源本や大林寺本について、及び總持寺(当時石川県輪島市、現神奈川県横浜市)を中心とした展開について確認する。その後、真字『正法眼蔵』の問題について若干言及し、本稿全体の結論を記す。

「通源」については、その伝記等は不詳であるが、

七十五巻本系『正法眼蔵』「出家」巻末に、以下のような識語が存在している場合がある。写本によって若干の語句の異同があるものの、ここでは最も標準的なものと思われる瑠璃光寺本(山口県山口市、(一))参照、『永平正法眼蔵蒐書大成』(以下、『大成』五、大修館書店、一九七八年十月、八六三頁、句読点筆者、以下略)の識語を挙げておき、正法寺本のもも後に示す。

正慶癸酉孟夏^(四)夏^(五)第二日、於馬州菟東庄終書写功、伏願
世々結良縁、頓入諸無上道矣 永平末流菩薩比丘通
源

正慶二年(一三三三)四月二日に、馬州菟東庄(兵庫県美作市)において『正法眼蔵』を書写したというもので、この識語の有無によって、同一系統の写本である可能性を判断する事ができる。なお、この「通源」を「道源」とする本(龍門寺本、『大成』二・八二六頁)や、「通幻」として、通幻寂靈(一三二二〜一三九一)書写

とする本(永徳寺本(岩手県胆沢郡金ヶ崎町)、『大成』二十四・一〇八一頁)や、「永平末流善、薩、戒比、丘、通源」とする本(寛巖書写本、晃全本系、『大成』八・七六二頁)本等がある。この内、通幻寂靈説については、時期・地域的に符合しないため誤りであることが既に指摘されている(『大成』二十四・例言)。

また、通源の書写から約一〇〇年後の永享二年(二四三〇)に、大林寺(富山県南砺市、現廃寺)において七十五巻本の書写が行われた。乾坤院本(後述)「他心通」巻末には、

于爾永享二年三月十日、越中州高瀬庄北市村於大林寺書之

とあり、さらに聖護寺本(熊本県菊池市、延宝五年(二六七七)写、安楽寺(大分県玖珠郡玖珠町)旧蔵)「春秋」巻末の識語に、

永享元年二月十四日、於越中州高瀬大林寺書之／金鳥子校了

とあり、「金鳥子」による校合が行われているが、この人物が大林寺における書写者でもある可能性が指摘されている(広瀬良弘『禅宗地方展開史の研究』、吉川弘文館、一九八八年十二月、五四五頁。以下、『広瀬書』)。

後代の写本には、通源の識語が合わせて見られる場合があることから、大林寺で書写された七十五巻本が通源

本であった可能性がある。地域的には隔たりがあるものの、何らかの交流があった可能性を示すものとして注目され、あるいは法系・門派が同一であるとも考えられる。

なお、大林寺における書写から二十一年後の宝徳三年(二四五二)二月に、青岑珠鷹(二三六二～一四七二、龍門寺(福島県いわき市)開山)が、越中河南庄(富山県滑川市)において『伝光録』を書写し、請益を行ったとされる(『龍門開山青岑和尚伝』二頁、『磐城誌料叢書全冊』所収、平読書クラブ、一九八七年八月)。大林寺と同国内における書写であり、後述する乾坤院本・龍門寺本における、『正法眼蔵』と共に『伝光録』が書写されているという点と関連して、越中国内に『正法眼蔵』と共に『伝光録』が伝来していた可能性を示すものとして注目される。

大林寺本は中世において複数回書写され、各地に「大林寺」の識語を持つ写本が所蔵されている。また先述の通り、通源と大林寺の識語を併せ持つ場合もある。以下の論述においては、通源・大林寺の識語に留意しつつ進めていく。

(4) 太源・梅山下における展開

— 乾坤院本・龍門寺本について —

『正法眼蔵』の一つの編輯体系をまとめて書写したも

ので、かつ全文が現存する、永光寺十二巻本（石川県羽
昨市、(一)参照）に次いで古い完本が、乾坤院本（愛
知県知多郡東浦町、名古屋博物館寄託保管、『大成』
一所収、正法眼蔵影印本刊行会カラー複製本あり）であ
る。乾坤院本は、芝岡宗田（?）一五〇〇、乾坤院三世・
雲関珠崇（?）一五〇四、乾坤院四世）らの計七人によ
つて書写されたものである。全十五冊の内、明応四年
（二四九五）に雲関が第四・六冊をが補写しているのは、
第六冊末の識語（『大成』一・二五〇頁）及び筆跡から確
定している。それ以外の芝岡らの書写年については諸説
あり、面山瑞方（一六八三〜一七六九）の「明応年中
（二四九二〜一五〇一）」（東漸寺本所収「繕写永平正法
眼蔵序」、『大成』二十一・六二〇頁、『曹洞宗全書』語録三・
七一六頁）説より、河村孝道氏の明応元年から四年頃
説（『大成』一・例言二頁）や、田島毓堂氏の一四五〇
年代説（『正法眼蔵の国語学的研究』資料編、笠間書院、
一九七八年七月、七〇四頁）等があり、現時点でも確定
していない。

て、乾坤院本が現存最古の『正法眼蔵』の完本とされる
こともあった。しかし、言うまでもなくこれには大きな問
題があり、田島氏は前掲書及び『正法眼蔵の国語学的研究』
（笠間書院、一九七七年三月）において、その点及び本書
のテキストを国語学的に詳細に分析・論述している。

乾坤院本の写本として、東漸寺本（愛知県豊川市、乾
坤院末、元文三〜五年（一七三八〜一七四〇）写）、松
源院本（愛知県豊川市、東漸寺末、貞享四年（一六八七）
写、『大成』続輯一所収）等がある。

乾坤院本と様々な点で共通点を持つ本として、龍門寺
本（石川県七尾市、石川県七尾美術館寄託保管、『大成』
二所収）が挙げられる。龍門寺本は、詰^①函^②芳賢（?）
一五六六?、總持寺九〇五世、龍門寺三世、興^③惠寺（普
蔵院末、石川県輪島市三井町興徳寺、現廃寺）二世、万
松寺（現廃寺）開山）が、天文十六年（一五四七）二月
から六月にかけて、興徳寺にて書写したものである。参
考に、「出家」巻末の詰^①函^②の識語を挙げておく。

天文十六丁未林鐘初五、能州在興惠精舍而書写了也、
焼香九頓 哲^④函^⑤賢^⑥衲^⑦拜 『大成』二・八一六頁

龍門寺本は、一巻一冊の体裁や、每半葉の行数・文字
数、粘葉装に準じた書写形式が道元禪師真蹟本と一致し
ていることから、道元禪師真蹟本に近い本を写したものと
され（『大成』二・例言二頁）、河村孝道氏は『道元禪

師全集』一・二(春秋社、一九九一年一月、一九九三年一月)の底本として採用している。龍門寺本には「大龍門寺」と特記されている識語はないが、永享二年の識語はあり(「現成公案」巻等、また通源の識語も先述の通り、「道源」となっているが確認できる。このような点から、龍門寺本は通源本・大林寺本の写しと考えられている。

龍門寺本『正法眼蔵』の写本として、光雲書写本(宗貞寺旧蔵本、川口高風氏現蔵、『大成』続輯一所収)がある。貞享三年(一六八六)に、光雲が龍門寺本を抜粋して書写し、卍山本との校異を記した本で、「出家」巻末に芳賢の識語が確認される。また宝暦三年(一七五三)に、道明玉団(龍護寺〈石川県羽咋郡志賀町〉三十世、大雲寺〈富山県富山市〉四世)が、龍門寺本の内、第一「現成公案」巻から第七十「虚空」巻までを書写し、別途他本から補って書写した二十五巻と合わせて九十五巻本としている。それを安永三年(一七七四)に、法嗣の金毛白獅(？〜一七九四、海岸寺〈富山県富山市〉二十五世)が、如意庵輪住中に總持寺に献納し、現在も總持寺祖院(石川県輪島市)に所蔵されている。⁴⁾

さらに、永光寺本『伝光録』は、正徳五年(一七一五)に、永光寺四人五世雪溪安宅(？〜一七一六)が書写したものであるが、その書写原本は龍門寺本『伝光録』であり、なおかつそれを隠そうとしていることが指摘されている

(田島毓堂「伝光録諸本本文の研究(一)」、『印度学仏教学研究』第三十四卷第二号、一九八六年三月、六三〇頁)。これらは、龍門寺に『正法眼蔵』・『伝光録』が所蔵されていることが、近世初期から中期頃には一定程度は知られていたことの証拠の一つである。

龍門寺及び龍門寺本に関しては諸問題がある。本稿では、龍門寺の法系と芳賢の没年について論述しておく。

龍門寺の法系は、『曹洞宗全書』大系譜(以下、『大系譜』)に見られるものとは異なる説が存在するため、整理しておきたい。『大系譜』の記載は、

(前略) 太初嗣覚―仙巖能範―雪溪保広―雲岡永玖―喜叟月津―桂巖慧芳(以下略)

という流れと、雲岡から分かれて、

雲岡永玖―心源祖鑑―昌山常玖―明室宗哲―安山総登―魯転宗斎―桃翁等春―宥松文芸―実山源秀―哲叟芳賢―徳叟長学―徳巖春播―貞安周元

という流れである(三三五頁)。そして、喜叟月津には「二本二有松文芸ノ資」、桂巖慧芳には「二本二悟屋ノ資」という注記がある。この中には、興徳寺・龍門寺開山喜叟宗津(？〜一五四六)の名前が見えない。

喜叟宗津は、後述の『總持寺住山記』によれば、嗣法師は「月津」とある。これを『大系譜』によって特定してみると、喜叟月津(常楽寺〈愛知県津島市〉五世)と

いうことになる。

しかし、嗣法師の「月津」にも異説がある。嶺南秀恕（一六七五〜一七五二）『日本洞上宗派図』⁵（以下、『宗派図』）によれば、

〈尾州〉常楽（開山）仙巖能範―常楽（二世）雪溪保広―常楽（三世）雲岡栄玖―常楽（四世）心源祖鑑―常楽（五世）昌山常玖―常楽（六世）明室継哲―常楽（七世）總登九天―常楽（八世）魯雲宗齊―常楽（九世）桃翁等春―常楽（十世）月津宥松―（能州）龍門（開山）喜叟周津―龍門（二世）実山源秀―龍門（三世）喆叟芳賢―龍門（四世）徳叟長学―（能州）常椿^{開門六世傳前}（開山）徳巖春播―龍門（六世）貞安周元（二四丁裏）一五丁裏、（）内は割注、以下略）

とあり、また喜叟周津下は、実山源秀（？）一五四九、龍門寺二世⁶）だけでなく、「加州」玉龍（開山）桂巖慧芳」に到る系譜もある。そしてこれによれば、喜叟宗津の嗣法師は、常楽寺八世月津宥松ということになっている。また、同じく秀恕が編した『日本洞上聯灯録』^{十一}にも、「常楽喜叟周津禪師法嗣」の下の割注には、雲岡栄玖から周津に至るまでの法系が記されている（『曹洞宗全書』史伝上・四七八頁）。この秀恕の説を採用しているものとして、大久保道舟編『曹洞宗大系譜』（一一七頁）等がある。

この『宗派図』の法系図は、当時の世代表記をそのままつなげたものとも見られ、そのまま信用することは出来ないが、当時各寺が認識していた異説の一つとして重要である。以上の検討から、龍門寺の法系は常楽寺との関係が深いことがわかり、また『大系譜』の記載から、松蔭寺³（当時福井県福井市）との関係も見いだせる。

次に、それぞれの世代を、関係する部分まで挙げておく。現在の常楽寺世代は、川口高風編『愛知県曹洞宗歴住集覽』（プレコム、一九九五年十二月）によれば、

太初^一嗣覚―仙巖能範―雪溪保広―雲岡永玖―喜叟月心―桂巖慧芳（以下略）

とあり（二一〇頁）、前掲の『大系譜』は基本的にはこれに則って記されたものである事が分かる。そして『宗派図』と比較すると、開山が一代繰り上がっており、世代に列次されている人物も大幅に少なくなっている。

松蔭寺世代は、「松蔭寺歴代住職名」（常光寺（北海道釧路市）文書、土屋久雄『越前龍澤寺史』所収、「越前龍澤寺史」刊行会、一九八二年六月）の記載を整理すると、梅山開本―太初嗣覚―仙巖能範―明林宗哲―寿岳景椿―雪溪保広―玉田栄珠―雲岡永玖―承顔智順―心源祖鑑―昌山常玖―明室宗哲―安山総登―魯転宗斎―桃翁等春―宥松文芸―喜叟周津―桂巖慧芳（以下略）

ということになり、また十世までは法系と世代が一致し

ているとの注記がある(三一四〜三一五頁)。

これによって、喜叟月津を立項しているのは現在の常楽寺世代のみで、かつ現在には喜叟月心と表記されており、『大系譜』と完全同一ではない。また、松蔭寺世代と『宗派図』の常楽寺世代は一致している部分が多いが、「總登九天」「宗派図」と「安山総登」(松蔭寺)、「月津宥松」(『宗派図』)と「宥松文芸」(松蔭寺)のように、部分的に一致しており、かつ道号と法諱が入れ替わっている人物も確認される。ただし、道号と法諱が入れ替わっている場合は多く確認され、また複数の道号がある事例も、例えば耕雲寺(新潟県村上市)時代に複数確認できる(『曹洞宗文化財調査目録解題集』七・七七〇〜七七二頁)ため、本稿における二人も、同一人物と見做して良いのではないかと判断する。

次に、『總持寺住山記』より、先に挙げた、常楽寺・松蔭寺・龍門寺の各寺世代に関係すると思われる人物を抜粋して列挙すると以下の通りである。なお、瑞世者名において、その人物が特定出来た場合は、その法諱を補って記した。

文龜二年	一月三日	三九七	承顔智順	雪溪	玉田
文龜四年	閏三月五日	四〇五	月岑 松	雪溪	心源
永正八年	八月一日	四九七	喜叟宗津	雲岡	月津
永正一〇年	一〇月五日	五五三	天叔 綱	令勝	月津
永正一四年	三月十五日	六二六	庸孚 保	承顔	雲岡
永正一六年	五月一日	六七九	実山源秀	竜岳	月津
永正一七年	五月一日	七〇四	如幻 吾	在中	承顔
大永二年	四月四日	七三五	日峰 朔	竹翁	喜叟
大永二年	五月五日	七三六	新甫 薫	天先	月津
大永七年	九月二四日	八六八	向中 成	喜叟	
大永八年	七月二八日	八七三	功山 積	承顔	承顔
享祿元年	一月五日	八八五	大岩 間	玉田	承顔
享祿三年	一月一日	九〇四	安室 意	興岳	喜叟津
享祿三年	一月三日	九〇五	詰叟芳賢	承顔	喜叟
享祿三年	一月五日	九〇六	桂巖慧芳	喜叟	喜叟
天文七年	八月一日	一〇〇二	徳叟長学	東木	実山
天文二二年	三月二〇日	一一四九	徳岩春播	智山正恵	哲叟芳賢
永祿二二年	二月二〇日	一四八七	太谷賢佐	哲窓	哲窓

これらの記載だけでは、「月津」が月津宥松なのか喜叟月津なのか確定することは出来ない。しかし、少なくともこの中においては、嗣法師はすべて道号で記されており、法諱で記している例は確認されない。そのため、

輪住年月日 世代 瑞世者 受業師 嗣法師

文明六年 二月二〇日 二六五 玉田栄珠 寿岳

文明六年 五月 二日 二六六 雲岡永玖 雪溪

ここにおける「月津」は、月津宥松である可能性の方が高い。そして「月岑 松」について、「岑」と「津」の音は共に「シン」であるため、喜叟周津が『總持寺住山記』では「喜叟宗津」と音通で記されていることも考慮し、本稿ではこの人物が月津宥松であると比定しておきたい。

また、松蔭寺九世承顔智順は、『總持寺住山記』では同七世玉田栄珠に嗣法しており、松蔭寺の法系と世代は必ずしも一致しておらず、その注記には問題がある。そして、同十世心源祖鑑の嗣法師は、『宗派図』の通りの雲岡栄玖と見た方が正しい可能性は高い。

そしてこれらの検討から、現時点における結論を記せば、龍門寺開山喜叟周津・二世実山源秀の嗣法師は、共に月津宥松（宥松文芸）であり、『大系譜』の記載は誤りであると考えられる。つまり、仙巖能範―雪溪保広―雲岡栄玖―心源祖鑑―月津宥松―喜叟周津―喆函芳賢という、心源以前は『宗派図』以降は『總持寺住山記』に基づいたものが本来の法系と推定される。

そして喜叟月津については、喜叟周津の誤字であると考えざるを得ない。少なくとも、『大系譜』の、喜叟月津に対する「一本ニ宥松文芸ノ資」という注記は、月津と周津を混同したためであると思われる。『大系譜』は、現在の常楽寺世代を主として構成したために、松蔭寺か桂巖慧芳の系譜のいずれかを「一本」とせざるを得なかつたのであろう。

つたのであろう。

続いて、芳賢の没年について述べておきたい。芳賢は、『龍門寺過去帳』に基づく寺伝では、天文十八年に興徳寺から龍門寺に移り、天文二十年に示寂したとされている（『大成』二・例言二頁）。しかし、『興徳寺春播等三名連署預状』（龍門寺文書）に「永禄九年仲春：万松寺芳賢（花押）」という署名があることから、永禄九年（一五六六）二月時点では生存していたことが確実となる。また、翌年二月十三日に、徳岳春播（？）一五九一、龍門寺五世・興徳寺四世）が「哲窓和尚御遺物」として『正法眼蔵』・『伝光録』・『正法眼蔵仏祖悟則』を収める箱を作成していることから考えると、永禄九年中には示寂していたものかと推定出来る。そのことから天文二十年の意味を考えると、その年には、龍門寺を出て、万松寺を開いて隠居したということではないか。

以上から芳賢の行状をまとめると、天文十六年に興徳寺で『正法眼蔵』・『伝光録』を書写し、同十八年に龍門寺に移り、同二十年に万松寺を開いて移り、弘治二年（一五五六）に弟子の太容賢佐に『正法眼蔵仏祖悟則』を書写させ、永禄三年一月十三日に總持寺にて瑞世し、永禄九年二月に「興徳寺春播等三名連署預状」に署名し、同年中頃に示寂した、ということになると思われる。

最後に、乾坤院本・龍門寺本の共通点及び接点につい

て言及したい。この両者には、様々な点で類似性が見られるものの、直接的な接点は現時点では不明確である。本稿では、既に指摘している事項も踏まえつつ、その可能性を列挙しておくことで、今後の研究の参考資料を示しておきたい。

これらの『正法眼蔵』は共に通源・大林寺本系に属するものであり、『伝光録』も共に書写されている。さらに、これらの書写原本の入手元や、書写するに至った経緯が一切不明であることも共通する。

宗津の受業師の常楽寺二世雲岡永玖は、寛正三年(一四六二)に龍澤寺(福井県あわら市)に十九世として輪住しているが、同十八世は乾坤院(勸請)開山の川僧慧濟(一四一〇)〜一四七五、寛正元年輪住)、三十三世は芝岡であり(延徳二年(一四九〇)輪住)、またこれに関連して、芝岡・芳賢、そして前述した青岑珠鷹は、全て梅山聞本(？)〜一四一七)の法系である。

喜叟宗津の嗣法師である、宥松文芸は常楽寺四世(十世)であるが、乾坤院の本寺の大洞院(静岡県周智郡森町)及び龍門寺・興徳寺・龍澤寺・常楽寺は全て普蔵院末である。また、興徳寺の近隣寺院である太盛院・洞雲寺(共に石川県鳳珠郡能登町)は大洞院末である。

加えて、川僧は応仁三年(一四六九)三月六日に總持寺二四三世として、青岑は文明三年八月十三日に總持寺

二五四世としてそれぞれ瑞世しているが、その際には普蔵院にも入ったと思われる。

このようなことから、両者には一定程度の関連性が考えられるのであり、乾坤院本・龍門寺本の書写原本は、普蔵院、あるいは龍澤寺に所蔵されていたのではないかと考えられるが、確たる証拠があるということでもなく、今後の課題を示すに留めたい。

(5) 大徹下における展開

— 伝法庵における書写について —

次に、正法寺本(岩手県奥州市、『大成』一所収)について見ていくことで、伝法庵における書写について追ってみたい。正法寺本そのものは、永正九年(一五二二)八月二十四日から九月二日にかけて、寿雲良椿(？)〜一五一六、正法寺九世、永正元年入院)他九名が、出羽龍門寺本(山形県山形市)を書写したものである。書写期間については、『正法年譜住山記』(正法寺文書、以下、『年譜』)にも、「九^{壬申} 此年八月十日^二越^レ最上正法眼蔵書写之、九月十四日^三飯寺也、滞留六日之内書也(以下略)」とある。これは恐らく寿雲の書写期間であり、実際には弟子を残して残りの書写を行わせたのであろう。この正法寺本の伝来については『広瀬書』(五五四〜五五六頁)にも述べられている所であるが、改めて検討

してみる。

まず、「出家」巻末の識語を全て挙げておくと、以下の通りである。

尔時寛元四稔丙午九月十五日、在越宇永平寺示衆。

正慶癸酉孟夏第二日、出馬州菟東莊終書写功畢、伏

願世々結良縁、頓入諸無上道矣。

永平末流菩薩比丘通源

于皆文明肆年壬辰九月廿三日、能登州鳳至郡梳比莊

諸岳山總持禪寺伝法庵客寮於北窓軒下謹誌之

今時永正九年壬申九月朔二日、出羽州最上郡山形郷

於于登鱗山龍門禪寺書之畢 佑遵拜

『大成』一・七九五頁)

この識語を補足するものとして、正法寺本の第一冊等の末尾に収録されている、寿雲が、永正九年十一月に記した「由来」があり、出羽龍門寺本の伝来や、それが写されるに至った経緯はこちらの方が詳しい。「由来」は、『年譜』や『正法眼蔵雑文』(正法寺所蔵、以下、『雑文』)にも収録されており、若干の語句の異同が見られるほか、本来の形はこれらに収録されている、前後の内容を踏まえたものであろう。以下、長文ではあるが、『年譜』『雑文』で校訂しつつ、「由来」を『正法眼蔵』にのみ付されている訓点に基づきながら、書き下して示してみる。原典の本文には改行はないが、本稿では内容に応じて、筆者

の判断で改行した。

右、当山開闢の時代、仁王九十八代、光明院の御宇、貞和四年(一三三四年)(戊子)四月五日なり。洞谷第六世、当

寺開山大和尚の、俗寿三十四歳の御時なり。洞谷四

世、總持二代峩山大和尚の上足と為り、旨を受け、此の地に下りて、当寺を草創したまふ者なり。仍て

寺を正法と号し給ふ事、忝く末代の児孫を悲愍した

まふ故か。愚之を考ふに、本朝五畿七道、南北東

西の四裔八荒、狄戎夷蛮、皆な僻地にして、而して

邪心多端なり。何を況んや澆季の世に於てをや。若

し正法を以て之を制せざれば則ち、迷妄の衆生、永

劫の沈淪を受けん。

爰を以て、本朝開闢の曩祖、永平大和尚、宋の地

に渡り(理宗宝慶三年、日本安貞元年なり)、親く

天童の室に入て、五種の法財を伝へたまふ。飯朝以

来廿余年、山城の国、宇治県觀音導利院興聖宝林寺

に於て之を撰すは、殊に今、此の北狄の地、猛惡強

盛にして而つ化し難し。

故に開山大和尚、洞谷御住世の時、自ら自ら記すを

以て、正法眼蔵一百余冊と、六代の伝衣と(道元・

懷奘・徹通・瑾山・峩山・月泉)、斯の地に収在し、

而して山の大名と作したまふ。斯の如き証拠有りて、

児孫の龜鑑と為し給ふ者か。悲哉、歎哉、吾が此の

宗門破滅し畢はん。一夕焼亡して、死灰と作り去れり。若し大惠禪師に不んば、争か宗旨を相統せんや。爾自り以来、愚徒衆、正法の光輝を没し、何を以てか後昆の迷暗を照破せん。愚本庵に寄住以来、六々時々、真前に向て歎憶し奉る耳。凶らざりき一日、最上竜門主盟、当山に来臨す。江談湖話の次、正法眼蔵の由来を問ふ。答て曰く、法祥の堂上、朴堂老納は、予が師なり。往年、叡山大和尚百年の大忌濟の導師なり。此時、沈金の秘録の中、写して以て歸寺す。于今に至て重宝と為す、云々。愚之を聞て、抹踏歡喜するに勝へず。聊か曩祖、後学を悲愍したまふ事、疑い無き者か。茲に於て、愚永正九年の秋、門中の評議を承て、最上に登て、彼の書再び写して、以て末代の重宝と為んと欲ふ者なり。伏して希くは、真慈重て靈鑑を垂れたまへ。宗門再び春を回し、拈華頻に枝葉を長し、法輪常に転ずることを得て、道徳永く宣揚んか。至祈 至禱 敬白

永正九年壬申仲冬吉宿日
正法眼蔵中興、住山比丘寿雲叟良椿、続灯の寢室下に於て之を書す。

当山開闢、貞和四年(戊子)自り今歳永正九(壬申)に至る、百六十八年なり。後人の為に之を記す者な

り。

〔大成〕一・四五二頁)

校異：者―底本ナシ、院―底本・雑文〕ナシ、以―『年譜』ナシ、月泉―下、「無底」見セ消チアリ『年譜』、左上、「無底」アリ『雑文』、斯―是『年譜』・雑文〕、吾―五『雑文』、惠―慧『年譜』、眼蔵―底本ナシ、中興住山―中興拈華住山『年譜』・『雑文』、為後人記之者也―『年譜』・『雑文』ナシ。

これらに『總持寺住山記』を加えて整理すると、出羽龍門寺開山朴堂良淳(？―一五〇〇、向川寺(山形県山形市、開山大徹)五世)が、總持寺二二六世として寛正六年(一四六五)八月三日に瑞世し、その年に行われた峨山韶碩(一二七五―一三六五)百回大遠忌の導師を務めたが、その際に『正法眼蔵』を「沈金の秘録之中写以歸寺」した。その話を、寿雲が、正法寺を訪れた龍門寺の住持より聞いた。その後、門派で協議の上、永正九年八月十日に、寿雲が正法寺を發つて龍門寺に赴き、八月二十四日から九月二日にかけて『正法眼蔵』を書写し、九月十四日に正法寺に戻った。これによって、正法寺に開山が傳來した「正法眼蔵一百余冊」があつたが、焼失してしまったものを補うことができた、ということのようである。「由来」によれば、龍門寺住持が正法寺を訪れた際には、朴堂は法祥寺(山形県山形市)に住持していたようであるので、朴堂ではなく、龍門寺

二世貴菴秀香が正法寺を訪れたということかと思われる。『年譜』から貴菴が来寺した理由を推察すると、明応九年（一五〇〇）の月泉良印（一二一九〜一四〇〇）一〇〇回忌か、永正四年に、後柏原天皇（一四六四〜一五二六）より、正法寺が曹洞宗第三本寺かつ出羽・陸奥の出世道場であることを認める論旨が下った後頃であろうか。ただし、出羽龍門寺と正法寺との間にいかなる関係があったのかは不明である。

また、広瀬氏も指摘するように、『広瀬書』五五五〜五五六頁）、各巻末の識語によれば、出羽龍門寺本は、文明四年（一四七二）四月より九月にかけて、大徹の開いた伝法庵において書写したもので、「光明」・「他心通」・「王素仙陀婆」巻に、雪江道梅（龍門寺三世）の署名がある。そのため、寿雲が龍門寺住持より聞いた由来と実際の書写時期が異なるという問題点がある。これについては、朴堂が「沈金之秘録」を確認した後、改めて道梅を伝法庵に送り、書写させたものである。そして、寿雲が出羽龍門寺で書写に携わった期間は短かったため、実際にその識語を確認せずに、聞いたことを素直に記載してしまったものであろうか。

寿雲は、永正六年七月に『正法清規』を、永正九年から十二年にかけて『正法眼蔵雜文』（草案本『辨道話』のみ『大成』四所収）を書写し、また永正十年には『正

法年譜住山記』を編輯している。

正法寺本の関連資料として、大川寺本（富山県富山市）がある。本書は、弘治三年（一五五七）四月より翌年六月にかけて、曹源院七世大岑受椿（一五一一〜？）らによつて、向川寺において七十五巻本を書写したものである。本書については『広瀬書』において詳述されている（五五九〜五六四頁）。正法寺本・大川寺本の関係性は、書写地の相互関係やそれぞれの伝来から考えると深いと思われるが、最終的決定は今後の課題である。

前掲の通り、正法寺本には、通源の識語が見られる。そのため朴堂が書写した『正法眼蔵』は、瑩山禪師が總持寺に直接将来したものでなく、丹波で書写された通源本が、總持寺伝法庵に至ったものであることが分かる。正法寺本の原本の出羽龍門寺本が書写された伝法庵においては、長印が、天文十四年から十八年（一五四五〜一五四九）にかけて書写を行っている。長印の伝は、『總持寺住山記』等には名前が確認出来ず、不明である。

總持寺は、長印の書写から九年後の永禄元年（一五五八）頃、また元龜二年（一五七二）にも火災に遭っているようであるから、その際に伝法庵本は焼失したものと見られる。長印の識語は輪王寺本（栃木県日光市）等にも見られるほか、晃全本の底本の一つとして採用されており、近世における『正法眼蔵』の結集・編輯

において重要な役割を果たしている。

その見全本の中にも、通源の識語が見られる本がある(寛巖書写本、『大成』八・七六二頁)。この識語は、見全本において参照されたことが確実である、八十三巻本や梵清本には確認できないため、恐らく長印書写本に記載されていたであろう。このことから、正法寺本と長印書写本は同じ『正法眼蔵』を書写したものであるという推定が、書写地だけでなく、識語面からも補強される。因みに、長印書写本「仏経」巻には「天文十五年丙午五月、在于能州鳳至郡櫛比庄諸嶽山総持寺伝法庵之客寮北窓軒下謹誌之校了 長印」(寛巖書写本、『大成』八・五九五頁)とあり、前掲の正法寺本の識語と比較してみると、伝法庵における『正法眼蔵』の書写が行える場所が指定されていた可能性を示している。

最後に、七十五巻本と梵清本との関連性について少し言及しておきたい。七十五巻本系諸本の「授記」巻の八種授記、及び「仏教」巻の十二分教には割注が存在する。そして春秋社刊『道元禪師全集』や『現代語訳 道元禪師全集』等の注記に依ると、これらを付したのは、梵清本以降の写本に出現するため、梵清が付したものであるとされておき、それが一般的な説となっている。しかし、本稿において諸本の伝来を確認してきたように、梵清本とこれら諸本との間の関連性は、乾坤院本を除いては積極

的には見出し難い。そのため、梵清以前から付されており、両者が共通の底本に基づいて書写したと見るのが自然ではないかと思われる。

四、真字『正法眼蔵』について

最後に、真字(真名)『正法眼蔵』(以下、真字本)について若干言及したい。真字本の資料名は、「秘密正法眼蔵」(永平寺〈福井県吉田郡永平寺町〉蔵、(一)参照)所収「八大人覺」巻末の懷契(一一九八〜二一八〇)の識語に「仰以前所撰仮名正法眼蔵等皆書改」(『大成』一・九四九頁)とあるが、この傍点部が、本山版『正法眼蔵』においては「仮字正法眼蔵」(二十冊・五五丁表)と改められている。そして、戦後頃までは本山版に基づく研究が続いていたため、この識語との対比によって名付けられたものであろう。

真字本の写本については、中世期のものとして、弘安十年(一二八七)に加点された称名寺本(中巻のみ、金沢文庫管理、神奈川県横浜市)をはじめ、「永平御点」の識語を持つ真法寺(長野県上高井郡高山村)旧蔵本(河村孝道氏現蔵)・永昌院本(山梨県山梨市)・松源院本(愛知県豊川市)があり、近世期のものとして、成高寺本(栃木県宇都宮市)・大安寺本(下巻のみ、長野県長野市)がある。また、指月慧印(一六八九〜一七六四)が

校訂の上、拈古・評解を付し、最終的に法嗣の瞎道本光(一七二〇～一七七三)が明和四年(一七六七)に刊行した『拈評三百則不能語』(以下、拈評本)があり、さらに拈評本の草案本と考えられる丈六寺本(上巻のみ、徳島県徳島市)がある。本文に関連する現存史料としては、これら八本が現在知られている限りの全てである。⁽²³⁾

近世に著された拈評本に対する注釈として、瞎道『拈評三百則方語解』(明和五年～九年(安永元年)頃撰)、大通一智(？～一八〇八)『正法眼蔵三百則頌古』(寛政八年(一七九六)刊、『大成』十四所収)及びこれに対して注した洞水月湛^(全註)(一七二七～一八〇三)『評退玄和尚三百則頌』(『洞水和尚語録』十五(文化十年刊)、『大成』十七所収)、廓堂祖宗(？～一八三二)『拈評三百則不能語蒙解』(天保二年(一八三七)注了、『大成』十七所収)がある。

真字本については、近世から近代初期頃までは、史料が『拈評三百則不能語』のみであったため、真偽問題の解決が第一の状況であった。これに対して、昭和九年(一九三四)に称名寺本(金沢文庫本)が発見・紹介され、それに付された訓点等から、仮字『正法眼蔵』の台本的性格を持つてることが指摘された。それによって、本書もまた道元禅師の手によって著された『正法眼蔵』であることが認められるに至ったのは周知のことである。

著作全体に対する真偽問題の決着、また後述する古写本の発見によって、真字本の「正法眼蔵序」も親撰という方向でほぼ決着し、その研究は、「いつ、どこで、何のために、道元禅師によって著わされたのか」(後出「鏡島論文」一八一頁)という段階へと進んだ。これらに対する論考を整理したものとして、河村孝道『正法眼蔵の成立史的研究』(春秋社、一九八七年二月)、「前編『正法眼蔵』成立論(一)」や、鏡島元隆「真字『正法眼蔵』をめぐる諸問題」(『道元禅師とその宗風』、春秋社、一九九四年二月。以下、「鏡島論文」)、石井修道「真字『正法眼蔵』のなぞを追って」(『中国禅宗史話—真字「正法眼蔵」に学ぶ—』、禅文化研究所、一九九七年七月。以下、「石井論文」)、「真字『正法眼蔵』の諸問題」(『駒沢大学禅研究所年報』第二十一号、二〇〇九年十二月)等がある。本稿では、真字本の定稿化の問題については保留とし、撰述意図についてのみ述べたい。そしてこれらの先行研究によれば、現在推定される、真字本の撰述意図はおおよそ以下の三点に集約される。

第一は、仮字『正法眼蔵』・『永平広録』等の、道元禅師著作の台本的性格である。仮字『正法眼蔵』との関係については、称名寺本の発見当初から指摘されていたもので、河村氏がそれを他の著作にまで押し広げたものである。つまり、称名寺本に引用される古則が『弁道話』

や「現成公案」巻等の、主に興聖寺時代の著作に引用され、かつ特に称名寺本に付された訓点から、漢文体の古則を和文化していくに際しての足跡が見て取れるということである。この点については、石井氏が「仮名『正法眼蔵』の成立過程と編集」(『禅文化研究所紀要』第三十四号、二〇一九年二月)において、最近の研究動向を含めて総括し、この性格については、定説として認められたと断言できる。そして現在の問題は、真字本に台本性格以上の意義・目的があるか否かであろう。

第二の性格として考えられているのは、門下・門人の参究の書であるというものである。これも比較的当初より提示されていた可能性で、石井氏は、詮慧が真字本を知らなかったのではないかと論証している。そのため、門下へ開放されていた可能性はあるものの、それはある程度限定されたものではないかという仮説も示されている。この説の派生形として、第三の性格である、寂円(一一二〇七〜一一九九)への伝授本、さらには寂円の積極的な関与を主張する鏡島氏の見解もある。

これらについて、寂円の関与の問題については、近年、全く別の方向から新たな疑問点が示されることとなった。寂円の真字本への関与は、寂円が宋出身の渡来僧であるため、日本語に不分明であることが前提となっている。これについて、熊谷忠興氏は、寂円伝の根本史料

である『宝慶由緒記』(宝慶寺(福井県大野市)蔵)に対する偽撰説を提示した。

熊谷氏は、まず「建綱と建擲の關係(二)——『宝慶由緒記』に就いて——」(『宗学研究』第五十号、二〇〇八年四月)において、『由緒記』が各時代の要請によって書き継がれ、改訂されてきた可能性を示し、さらに「宝慶由緒記の成立とその背景」(広瀬良弘編『禅と地域社会』、吉川弘文館、二〇〇九年三月)ではそれを一歩進め、寂円が中国から来朝したという説は、旧来のものではなく、『由緒記』の選者とされる建綱(一一四一三〜一一四六八頃、永平寺十四世、宝慶寺十四世)が創作したものである可能性を示している(一一二二頁)。また横山龍顯氏は、熊谷氏の論考を一歩進め、『由緒記』の三代総論の記事が、元和元年から元禄元年の期間に成立したことを論証している(『宝慶由緒記』における三代相論の成立)、『印度学仏教学研究』第六十六卷第一号、二〇一七年十二月)。

そのような問題から、寂円の存在自体については『義雲語録』における言及から問題ないであろうものの、寂円伝については、出自を含む全てを、『由緒記』以外の史料から、白紙の状態で今一度再検討を行う必要に迫られている。そのため、この問題の結論次第、つまり寂円が宋の出身でない場合、寂円が真字本へ関与したか否かの問題についても、全く別の方向から解決の道筋が開け

るであらう。

現在、寂円伝に関する先行研究を総合して論述されたものとして、佐藤秀孝「宝慶寺寂円禅師について」（『曹洞宗研究員研究生研究紀要』第十八号、一九八六年十一月）がある。佐藤氏も、『由緒記』の記載を中心に寂円伝を論じているが、その理由として、『由緒記』以外の『義雲語録』、『洞谷記』や『三大尊行状記』等の記載は点在している程度のものであり、かつ近世の僧伝史料は簡略にすぎること、また『由緒記』に基づいている場合もあることを理由として挙げている（一七九頁）。

寂円の関連資料として、永平寺蔵『如浄語録』断簡の末尾の朱印が、「寂円」と判読できることが紹介された（『永平寺史料全書』禅籍編一、大本山永平寺、二〇〇二年六月、九二五頁）。本書全体が寂円の筆であるのか、あるいは朱印の上にある音義部分のみなのかは現在明らかではないが、『如浄語録』の到来に寂円が関与していた可能性を伺わせ、さらには寂円渡来僧説を補強する資料であり、今後の検討が必要である。

もちろん、真字本の本文内容の検討も必要であるが、その周辺事情の考察も重要であり、研究は困難ではあるが、今一度寂円伝について検討し、疑問を解決しておくことで、真字本の謎の解明にもつながるものと考ええる。

五、結論と今後の課題

中世における『正法眼蔵』の伝播には、その伝来が明らかなものを中心に見ると、大寺院の護持のために生み出され、また曹洞宗の地方展開の一要因となった、輪住制及び瑞世が大きな役割を果たしたと考えられる。その住持期間中に、本山級寺院に所蔵されている重要典籍の書写が行われ、持ち帰ることで各地域に伝来した。さらに、輪住・瑞世には多額の費用が必要となることから、輪住者を輩出可能な寺院は、必然的に地域における門派の中心寺院であった。そしてそれらの寺院に所蔵された典籍が、さらに再写され、その連続によって展開していくこととなったというのが、特に七十五巻本においては多く見られた。

また、今後の課題については本文中にて適宜言及したので再説しないが、本稿を基礎として、さらに研究を進め、これらを一一つ解決していくことを目指すと共に、さらなる多くの新史料が発見されることを願って止まない。河村氏は、

「信濃本」を含めて、確かなる真字本古写資料は、信濃・美濃地方、丹波地方、通幻派下諸寺院裏に遺在するものと思われる。国みに、丹波地方（兵庫県）には、『道元和尚語録』の原初本、北陸能登地方に

は、永光寺蔵十二巻書写原本、七十五巻古伝写本等の遺在することを(原本所在処より他への流出、焼失、転売、譲渡されざる限りに於いてのことであるが)、これまでの自らの探索を通して確信している。

〔道元禪師研究論集〕八三四頁)

と述べている通り、これらの地域を含め、歴史学等においても、今なお新出史料が発見されてきている現状を鑑みると、宗学上の新出史料が見い出される可能性は大いにある。そのため、新出史料の発見に向けて、さらなる努力が今後必要となるであろう。

加えて、一定期間が経過した時点において再論し、各時点における状況を適宜確認していくこととしたい。

※本稿における引用文については、旧字は新字に改め、適宜句読点を補った。

注

(1) 晃全本の識語において「菩薩戒比丘通源」とあり、「戒」字の有無が異なっている問題については、晃全が「菩薩戒比丘通源」とする写本を用いていた可能性を否定するものではないが、現時点では、これは元々「菩薩比丘通源」とあったものを、晃全が訂正したものであ

ると考えている。その根拠としては、宝慶寺蔵七十五巻本(貞享三年〜元禄三年(一六八六〜一六九〇)写)末に、「永平末流菩薩戒比丘雲波行焉六十五歳書写之者也」(『大成』二・一〇五一頁)と、宝慶寺二十八世寂心雲波(一六二五〜一六九九)の識語があるが、ここにも「永平末流菩薩戒比丘」とあり、当時はこのように記すのが一般的であったと考えられるためである。そして「菩薩戒比丘通源」は、晃全本の書写者に依る訂正である可能性もあるものの、晃全本諸写本で共通して見られる表現であることから、その書写原本である晃全自筆本よりそのように記されていたと考える方が合理的であろう。

(2) 大林寺については、応永二十一年(一四一四)十月十日付「越中国高瀬地頭方御代官職之事」(東大寺文書)にも名が見られる。本文書は、東京大学史料編纂所データベース「日本古文書ユニオンカタログ」において、史料編纂所所蔵マイクロ(請求記号: 3071.65-1-105)の画像を閲覧することができる(二〇一九年三月十八日確認)。

(3) 「光雲」は、『總持寺住山記』に、貞享五年八月十四日に、奥州長栄寺(福島県伊達郡国見町)から總持寺一〇二二一世として瑞世した「光雲」(受業師「光的」、嗣法師「玄中」、太源派)がいる。『曹洞宗福島県北部

寺院世代名鑑』(福島県北青年会、二〇〇七年二月、一三五頁)によれば、長栄寺三世快室光雲(生没年不詳)であり、この人物の可能性がある。また受業師は興国寺(福島県伊達市)四世中岸光昶(?〜一六八〇)、嗣法師は興国寺六世玄中快旨(?〜一六九六)と比定できる。長栄寺の本末関係は、興国寺↓種月寺(新潟県新潟市)↓耕雲寺(新潟県村上市)↓普蔵院と次第し、龍門寺と同じく梅山派で、玄中も梅山下である(『曹洞宗全書』大系譜・三八〇頁)ことから、何らかの關係があつたものであろうか。また、光雲書写本に見える蔵書印のうち、「晴雲山宗貞寺」と「能登鹿島高田私設図書館主三枝昇純」は、共に三枝昇純(一八五三〜一九三四)氏の印で、住職地の宗貞寺(石川県七尾市、浄土真宗大谷派)に開いた私設図書館に所蔵されたことを示している。その後、岡田真(一九〇一〜一九八四)氏の蔵書となり、古書店を経て、昭和六十三年に川口氏の手元に至つたものである。以上から、光雲と宗貞寺には直接の關係はないということや、曹洞宗との關係を考慮すると、「宗貞寺旧蔵本」よりも「光雲書写本」と呼称した方が適切であると考えられ、本稿ではそちらを用いた。なお、本稿で確認した蔵書印の情報は、国文学研究資料館「蔵書印データベース」を、三枝氏の伝記については『現代仏教家人名

辞典』(現代仏教家人名辞典刊行会、一九一七年八月、二四二頁)・日置謙編『加能郷土辞彙』(金沢文化協会、一九四二年二月、三二八頁)をそれぞれ参照した。

(4) 『曹洞宗文化財調査目録解題集』七 北信越管区編曹洞宗宗務庁、二〇〇六年三月) 四一九頁、團野弘之『正法眼蔵写本の書誌学的研究』(私家版、一九九九年一月) 四七六頁。金毛の如意庵輪住年は、納富常天編著『曹洞宗大本山總持寺五院輪住帳』(大本山總持寺、二〇一六年三月) 二五四頁に依る。

(5) 本稿で参照した『日本洞上宗派図』は、梵清真筆『正法眼蔵』と共に徳雲寺(京都府南丹市)に所蔵されている、延享元年(一七四四)年刊本の写本であり、筆者がかつて『梵清請益録』等の調査のために押登した際に撮影させて頂いた。大久保道舟氏は『曹洞宗大系譜』(仏教社、一九三四年五月)の例言で、「本書の編纂に当りて、京都府善入寺住職諸岡朴道氏には、進んでその所蔵にかゝる日本洞上宗派図を貸与せられ」(三六頁)と述べている。諸岡朴道氏は、仏岡朴道として、善入寺(京都府船井郡京丹波町)十四世だけでなく、徳雲寺三十八世としても住持している(『大系譜』五二六頁)。そのため、本稿で参照した『日本洞上宗派図』は、大久保氏の参照したものと同一本であると考えられる。

(6) 龍門寺の世代の確認にあたっては、龍門寺御住職水巻良孝老師より横山龍顯氏に送付された、龍門寺世代表を参照させて頂いた。

(7) 大久保道舟氏は「曹洞宗大系譜の編輯を終えて」『曹洞宗全書会報彙集 明珠』、曹洞宗全書刊行会、一九七八年九月)において、「但し『日本洞上宗派図』と雖も編輯の中心が、伽藍法に重きを置いているので、人法を知らんとする者にはかなり大きな不便がある」(二頁)と述べている。

(8) 松蔭寺については、篁穩慈編『北海道百年曹洞宗寺院誌』(北海道曹洞宗大会事務局、一九六八年六月、三九〇頁)、『曹洞宗北海道寺院誌』(曹洞宗北海道管区、一九九二年十月、四四〇頁) 参照。これらによれば、松蔭寺は龍澤寺の末寺として開かれ、現在の福井市内に所在した。昭和十四年(一九三九)に二十五世耕雲延寿が、永祥寺(北海道帯広市)に滞在中に、現地の人より勧誘され、同二十四年に雄別炭鉱(尺別炭鉱、現北海道釧路市)へと移転した。昭和四十五年に炭鉱が閉山したことに伴い、昭和五十七年に北海道白糠郡白糠町へと移転した。その後、時期は不明ながらも、登記上の所在地を現在の釧路市の市街地へ移転し、堂宇は定光寺(北海道釧路市)内に所在している。そのため、現在も住持がおり、宗門の一寺院として現存

している。『越前龍澤寺史』における松蔭寺の紹介(五三〜五四頁)では現在廃寺とされているが、誤りなので特記しておく。

(9) 『日本洞上聯燈録』の研究(二)、『駒澤大学禅研究所年報』第十六号、二〇〇四年十二月、八〇頁)において、玉田栄珠・雲岡永玖の伝が訓注されている。

(10) 道号と法諱が入れ替わっている例として、例えば、『曹洞宗宗宝調査目録解題集』二 東北管区・北海道管区編(曹洞宗宗務庁、一九九四年九月)の瑞川寺(宮城県大崎市)の記載(一一九頁)等が挙げられる。

(11) この「東木」は、東木長樹(？)一五一一、龍澤寺四十一世、龍雲寺(福井県あわら市)二世等)であろう(伊藤俊彦『越前龍雲寺史』、大澤山龍雲禪寺、二〇〇四年十月、三八三、三八五頁)。

(12) 龍門寺文書。土屋久雄『越前龍澤寺史』(越前龍沢寺史)刊行会、一九八二年八月、二八頁)に写真が掲載されており、『加能史料』戦国十五(石川県、二〇一七年三月、四一〜四二頁)等に翻刻されており、関連文書については『加能史料』参照。「加賀国金剛院」に納められていた峨山伝来の法衣等を、金剛院が廃寺となり、また加賀国が混乱しているため、普蔵院に預けるという内容の文書で、仏陀寺(石川県能美市仏大寺町、現廃寺、(二)参照)の消息を伝えるものとしても重要である(広

瀬良弘「禅宗の教団運営と輪住制―加賀仏陀寺・越前
滝沢寺の場合―」、今枝愛真編『禅宗の諸問題』、雄山
閣、一九七九年十二月、二九一頁参照。

(13) 『加能史料』戦国十五・九一頁。

(14) 『正法眼蔵仏祖悟則』については、横山龍顯氏が「龍
門寺所蔵『正法眼蔵仏祖悟則』の資料的価値(一)―
『伝光録』・『仏祖正伝記』との関係を中心に―」(駒澤
大学仏教学部論集)第四十八号、二〇二七年十月)、同
「龍門寺所蔵『正法眼蔵仏祖悟則』の資料的価値(二)―
道元禅師・瑩山禅師の悟則を中心として―」(駒澤
大学禅研究所年報)第二十九号、二〇一七年十二月)
において、『伝光録』の成立史と関連した論考が行わ
れており、また「翻刻 龍門寺所蔵『正法眼蔵仏祖悟
則』」(駒澤大学大学院仏教学研究会年報)第五十二号、
二〇一八年五月)においてその全文が翻刻されている。
この内、(一)及び翻刻論文における史料紹介について、
筆者の所見を述べておくと、『仏祖悟則』を書写した
「賢佐」は、前掲の『總持寺住山記』の抜粋で示した通
り、永禄十二年(一五六九)十一月二十日に、總持寺
一四八七世として瑞世した太容 佐と思われる。この
太容 佐の受業師・嗣法師は共に哲窓であり、哲窓が
弟子の太容賢佐に指示して『仏祖悟則』を書写させた
のであろう。そして、本文中で述べた哲窓の没年も踏

まえると、『仏祖悟則』は哲窓生前に書写されたことに
なり、箱書に「正法眼蔵数七十五冊並伝光録五冊・秘
録一冊、総数八十一冊也、興徳二代・万松開山哲窓和
尚御遺物」とあり、寺伝の没年では哲窓の没後に書写
されことになる「秘録」(『正法眼蔵仏祖悟則』)が、哲
窓の遺物とされていることにも説明がつくと思われる。

(15) 『正法年譜住山記』は、『奥の正法寺―正法寺総合調査
報告書―』(水沢市文化財調査報告書)第十七集、水
沢市教育委員会、一九八七年三月)に全文翻刻されて
いる。この引用部分は四八頁に記載。

(16) 『奥の正法寺』二八〜二九頁。

(17) 『正法寺本正法眼蔵雜文』(春秋社、二〇一〇年六月)
六七〜六八頁。

(18) 『奥の正法寺』四八頁。但し編旨の下った年は誤って
おり、同前一三頁所収文書により定めた。

(19) 『正法年譜住山記』の編輯時期については、『奥の正法
寺』二二頁の説を参照した。

(20) 永禄元年頃の火災は、「会津示現寺沙汰書」(『結城
市史』一 古代中世史料編、結城市、一九七七年三
月、一〇一頁)に基づく『永平寺史』(大本山永平寺、
一九八二年九月、四四七頁)における論考により、元
龜二年の火災は、貞享二年(一六八五)「寺社書上」(『加
越能寺社由来』上、石川県図書館協会、一九七四年四

月、一五五頁)において、三通の繪旨が焼失した年として挙げている。

- (21) 「授記」巻の八種授記は、『道元禪師全集』一・二四八頁、『原文附照道元禪師全集』三(春秋社、二〇〇六年十月)二九一頁、「仏教」巻の十二分教は、『道元禪師全集』一・三八七頁、『原文附照道元禪師全集』四(春秋社、二〇〇九年三月)には言及なし。

(22) 但し、道元禪師における「正法眼蔵」の書名は、嘉禎元年(一二三五)「正法眼蔵序」(『大成』一・六五〜六六頁)の存在から、当初は真字本に与えられた名称であり、逆に懷奘書写本「仏性」巻の識語から(永平寺蔵、『大成』続輯四・八〇二頁)、仮字(仮名)『正法眼蔵』は、当初は「仏性」等の個々の仮名法語として著されていたことが分かる。その後、恐らく入越後の寛元年間(一二四三〜一二四七)頃に、個々の仮名法語を『正法眼蔵』の総題号で結集・編輯して一書とする作業が始まった。これに際して、双立する『正法眼蔵』を区別するために生まれたのが「仮名正法眼蔵」という語であり、この語は、道元禪師における『正法眼蔵』の指す範囲が後に拡張したために生まれたレトロニムであると考え事もできる。そのような観点から見ると、「仮名正法眼蔵」という語は、道元禪師自身が現実に用いていた言葉であり、また仮字『正法眼蔵』と

の区別のために、真字本のことを「真名正法眼蔵」と後に呼称するようになった可能性も想定される。

- (23) これらの書誌情報については、河村孝道『複製正法眼蔵』成立・編輯・伝写の様相(『正法眼蔵影印刊行会、一九九二年一月)及び『複製真字『正法眼蔵』(『道元禪師研究論集』、大本山永平寺、二〇〇二年八月)参照。なお、称名寺本・真法寺旧蔵本・永昌院本は、正法眼蔵影印本刊行会が一九九一年にカラー複製しており、また称名寺本・成高寺本は『大成』一に影印収録されている。また、「複製真字『正法眼蔵』」において、真法寺旧蔵本を底本に八本の校異がなされている。

- (24) 拙稿「瞎道本光の依用典籍と著作間の相互関係について―『拈評三百則方語解』を中心として―」(『印度学仏教学研究』第六十七卷第二号、二〇一九年三月)、翻刻『拈評三百則方語解』(一)―巻上第一則〜百則―(『宗学研究紀要』第三十二号、二〇一九年三月)、「翻刻『拈評三百則方語解』(二)―巻中第百一則〜巻下第三百則―」(『宗学研究紀要』第三十三号、二〇二〇年三月)参照。

- (25) 石井修道『義雲和尚語録』の引用典籍(『道元禪の成立史的研究』、大蔵出版、一九九一年八月)。

付記 本稿執筆に前後して、本稿中で言及した各寺において

所蔵資料を参照させて頂き、またそれに際しては非常に多くの方々にお世話になりました。その他、関係各位を含めまして、誌して感謝申し上げます。

【キーワード】 道元禅師、『正法眼蔵』、乾坤院、龍門寺、正法寺、伝法庵